平成２７年（フ）第１１２１号
札幌市北区拓北２条２丁目１番26―109号
債務者　岡本　清隆
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１２７号
札幌市豊平区豊平３条８丁目１番13―610号
債務者　宮井　祐幸
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１３２号
札幌市厚別区上野幌１条４丁目５番３号
債務者　長澤　ナツ
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９号
北海道岩内郡岩内町字大浜58番地18
債務者　藤井　光男
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２７年（フ）第１２号
北海道士別市大通北１丁目298番地６
債務者　滝口　里香
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２７年（フ）第１３０号
群馬県富岡市内匠149番地３　パラドール匠202号
債務者　野尻　博之
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第５０号
千葉県東金市西福俵103番地34
債務者　谷口　和美
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第７５号
千葉県東金市東金421番地１　東金エコーハイツ202
債務者　吉岡　良子（旧姓関）
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第３０号
三重県松阪市内五曲町148番地１　エスペランサⅠ105号
債務者　小倉　治美
1　決定年月日時　平成27年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第７３号
大阪府柏原市本郷５丁目７番３号
債務者　土井　利恵
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３０６号
大阪府富田林市喜志町３丁目７番５―707号
債務者　片岡　和見
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５５８号
堺市西区堀上緑町３丁５番80―304号
債務者　児玉　幸雄
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５９１号
大阪府高石市千代田６丁目15番13号、前住所大阪府泉南郡熊取町朝代東２丁目９番21号
債務者　中澤　政信
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５９８号
大阪府柏原市今町２丁目９番11号
債務者　香山智世こと　全　　智世
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６１３号
堺市南区深阪南369番地４　メルベーユフジワラⅡ206号
債務者　山口　勝彦
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６２４号
大阪府大阪狭山市山本東490―１―306、住民票上の住所大阪府岸和田市土生町５丁目12番12―402号
債務者　古川　昭八
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６３６号
大阪府羽曳野市高鷲８丁目52番地
債務者　田中　明一
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係